（別紙）

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象とならない施設等

１　社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象とならない施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施設種類 | 備　　考 |
| 訪問介護事業所 |  |
| 訪問リハビリ事業所 |  |
| 通所介護事業所 | 市町及び社会福祉法人が設置する事業所は，社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象となる。 |
| 通所リハビリ事業所 |  |
| 短期入所生活介護事業所 | 市町及び社会福祉法人が設置する事業所は，社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象となる。ただし，緊急ショートステイについては，設置主体に関わらず，社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象となる。 |
| 短期入所療養介護事業所 |  |
| 福祉用具貸与事業所 |  |
| 居宅介護支援事業所 |  |
| 地域密着型通所介護事業所 |  |
| 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。） |  |

２　　社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助率が「中小企業等「グループ補助金」」の補助率（3/4以内

又は1/2以内）を下回る施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施設種類 | 備　　考 |
| 訪問看護事業所 | 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助率１／３ |
| 認知症対応型共同生活介護事業所 | 医療法人が設置する事業所は，社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助率が１／２となる。 |
| 介護老人保健施設 | 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助率１／３ |
| 介護医療院 | 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助率１／３ |